**地域未来投資促進法概要**

**１　地域未来投資促進法とは**

○　地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を実施する幅広い分野の民間事業者等を支援するものです。

○　基本的スキームは、以下のとおりです。

・国の基本方針に基づき、市町村及び県は地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業分野とその活用戦略等を盛り込んだ地域経済牽引事業を促進するための基本計画を作成し、国が同意します。

・事業者は、基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事（※）の承認を受けます。（※官民連携型の場合は、主務大臣が承認）

・事業者は、承認された地域経済牽引事業について、国、地方公共団体等への申請手続き等を経て支援措置が受けられます。

【法律のスキーム】

【市町村及び都道府県】

基本計画

同意

承認

【国】

基本方針

【事業者】

地域経済牽引事業計画

※都道府県

※都道府県知事が承認

官民連携型の場合は、国が承認

○地域経済牽引事業とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことをいいます。

**２　地域経済牽引事業計画の申請について**

地域未来投資促進法に基づく支援策を活用するには、事業者が基本計画の内容を確認のうえ、「地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

支援策活用までの流れ

（例：法人税の課税の特例）

|  |
| --- |
| 地域経済牽引事業計画の提出（事業者が作成し福島県へ提出） |

|  |
| --- |
| 地域経済牽引事業計画の承認（福島県） |

|  |
| --- |
| 国への課税の特例の申請（事業者） |

|  |
| --- |
| 事業者への承認（国による先進性の確認） |

|  |
| --- |
| 設備投資の実施（事業者） |

|  |
| --- |
| 法人税の申告（事業者） |

|  |
| --- |
| 法人税の課税の特例（事業者） |

○　事業者が福島県基本計画に適合する事業計画（地域経済牽引事業計画）を県に申請し、承認を受けることにより課税の特例など優遇措置を受けられます。

|  |  |
| --- | --- |
| **地域の特性**  **及びその活用戦略** | 【県北】地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）  ①県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」などの産業集積を活用した成長もの  　づくり分野  ②県北地域の航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野  ③県北地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野  ④県北地域のエネルギー関連技術を活用した再生可能エネルギー分野  ⑤県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の産業集積を活用した医療関連産業分野  ⑥県北地域の東北自動車道や東北中央自動車道の交通インフラを活用した物流関連産業分野  【県中】地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）  ①県中地域の医療福祉機器関連産業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野  ②「ふくしま医療機器開発支援センター」の技術を活用したデジタル分野  ③国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や福島県環境創造センター等の再生可能エネルギー関連技術を活用した産学官連携による環境・エネルギー分野  ④県中地域の航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野  ⑤県中地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野  ⑥県中地域の医療機器関連産業などの産業集積を活用した医療関連産業分野  ⑦県中地域の東北自動車道や福島空港等の交通インフラを活用した物流関連産業分野  【県南】地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）】  ①県南地域の電子デバイス関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野  ②東北新幹線や東北自動車道などの交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野  ③森林等豊かな環境資源を活用した再生可能エネルギー分野  ④県南地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野  ⑤県南地域の航空宇宙産業の技術 を活用した成長ものづくり分野  ⑥県南地域の電子デバイス関連産業の産業集積を活用した医療関連産業分野  【会津】地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか）】  ①会津地域の先端産業向け高度部材産業の集積を活用した成長ものづくり分野  ②会津地域の会津漆器や会津桐製品等の伝統技術を活用した成長ものづくり分野  ③会津若松市の大学やベンチャー企業等のＩＣＴ人材を活用したデジタル分野（ＩｏＴの地域展開）  ④会津地域の自然エネルギー関連技術を活用した再生可能エネルギー関連産業  ⑤会津地域の「先端産業向け高度部材産業」の集積を活用した医療関連産業分野  【相双】地域の特性を活用すること（①～④のいずれか）】  ①福島県相双地域の航空宇宙産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野  ②福島県相双地域の再生エネルギー関連産業やロボット関連産業等のインフラを活用した高度なものづくり分野  ③相双地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野  ④相双地域の再生エネルギー関連産業やロボット関連産業の技術を活用した医療関連産業分野  【いわき】地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】  ①いわき市の再生可能エネルギー関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野  ②いわき市の化学・医療関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野  ③いわき市の化学・医療関連産業の産業集積を活用した医療関連産業分野  ④いわき市のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用したデジタル分野  ⑤いわき市の輸送用機械関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野  ⑥いわき市の電子情報技術関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野  ⑦いわき市の食品等関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野 |
| **承認要件** | ①上記の地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。  ②付加価値額増加が４，３８３万円【福島県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサス－活動調査（令和３年））】を上回ること。  ※　事業計画の最終年度の付加価値額－計画策定年度の前年の付加価値額＞４，３８３万円  ※付加価値額：  売上高―費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課  ③県内の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすこと（申請者自身でも可）  ※経済的波及効果：以下のいずれかを満たすと見込まれること。  ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１％増加すること。  ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で２％増加すること。  ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で１％増加すること。  ※　事業計画の最終年度の数値－事業開始年度の数値 / 事業開始年度の数値　×　１００＞上記の数値 |
| **主な優遇措置** | １　地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例  【要件】  (1)土地・建物・附属設備・構築物の取得価格が１億円超であること（農林漁業関連の場合５千万円超であること）。  (2)前年度の減価償却費の１０％を超える投資額であること。（地方自治体が事業者として参画する場合を除く）  (3)対象事業の売上高伸び率（％）≧過去５事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（％）＋５％  かつ　対象事業の売上高伸び率（％）がゼロを上回ること  (4)以下のいずれかの先進性（全国の同分野において先駆的な取組）を有すること  ①開発又は生産する製品の先進性  ②開発又は提供する役務の先進性  ③製品の生産又は販売の方式の先進性  ④役務の提供の方式の先進性  **※(1)～(4)は県から事業計画承認後、かつ施設等取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。**   |  |  | | --- | --- | | 不動産取得税 | 課税免除 | | 固定資産税 | 課税免除（初年度から３年間）など |   ※対象資産は、土地・家屋・構築物【機械装置は除く】  ※市町村条例が制定されていない場合がありますのでご注意ください。  ２　法人税の課税の特例  【要件】  (1)投資額が２，０００万円以上であること。  (2)～(4)は、「地方税（不動産取得税、固定資産税）の課税の特例」に同じ。  **※(1)～(4)は県から事業計画承認後、かつ施設等取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。** |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 対象設備 | 特別償却（最大） | 税額控除 | | 機械装置・器具備品 | ５０％ | ６％ | | 建物・附属設備・構築物 | ２０％ | ２％ |   ※対象資産の取得価格の合計額のうち本税制の支援対象となる金額は１００億円が限度です。  ※特別償却は限度額まで償却しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。  ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の２０％までが上限になります。 |
| **その他** | ・信用保証協会による保証の別枠化  ・工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置　ほか |
| **「地域経済牽引事業計画」に係る申請に必要な書類** | １　様式第１　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書　１通及びその写し１通  ２　添付書類  ①当該地域経済牽引事業を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合においては、当該法人の定款  ②当該地域経済牽引事業を行おうとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）  ③会社概要（製品が分かるもの）  ④その他必要書類  ※申請書の様式は、県のＨＰからダウンロードが可能です。  <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/tiikimirai.html>  【問合せ先及び申請書の提出先】  福島県商工労働部企業立地課　電話：024-521-7280  e-mail: [investment@pref.fukushima.lg.jp](mailto:investment@pref.fukushima.lg.jp) |